

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果について

令和5年3月31日
国土交通省
自動車局

国土交通省では、令和5年2月10日から令和5年3月11日まで、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、12件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和5年2月10日（金）～令和5年3月11日（土）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び国土交通省ホームページに掲載
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 12件

3. お問い合わせ先

（道路運送法施行規則について）

自動車局旅客課 真下・水田・遠藤

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41202・41255）

（旅客自動車運送事業運輸規則、貨物自動車運送事業輸送安全規則について）

自動車局安全政策課 宮坂・本田

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41613・41624）

（貨物自動車運送事業法施行規則について）

自動車局貨物課 羽田野

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41323）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
「自動運行装置の走行環境条件」「公安委員会の許可に関する書類」を事業計画書に添付しなければならないとあるが、そもそも、旅客・貨物自動車運送事業の場合、事業用自動車を代替する場合は法令上、事業計画変更届出書の提出の必要がない。 よって、自動運転車を代替する場合は事業計画変更届出書が不要であることから、「自動運行装置の走行環境条件」「公安委員会の許可に関する書類」の運輸支局への届出もこれに伴い、不要であるということによいか。	ご理解のとおりです。
「自動運行装置の走行環境条件」「公安委員会の許可に関する書類」を事業計画書に添付しなければならないとあるが、施行規則にこれを明記するのではなく、通達上に明記すべき。 理由：運送事業の届出等に伴う書類の添付関係は、これまでも通達（処理方針）上に明記されており、施行規則には明記されていない。法令上に明記してしまうと、これら書類を省略することが法令上不可となり、「一度提出したから今回は省略して差し支えない」といった裁量権を適用することができなくなり、柔軟な運用が一切不可となる。	一般旅客自動車運送事業の許可の申請にあたって添付しなければならない書類は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条において、特定旅客自動車運送事業の許可の申請にあたって添付しなければならない書類は、同規則第28条において、一般貨物自動車運送事業の許可の申請にあたって添付しなければならない書類は、貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第3条において、特定貨物自動車運送事業の許可の申請にあたって添付しなければならない書類は、同規則第22条において、貨物軽自動車運送事業の届出にあたって添付しなければならない書類は、同規則第33条において、それぞれ規定していることから、左記の書類についても道路運送法施行規則又は貨物自動車運送事業法施行規則に規定することとしております。

「自動運行装置の走行環境条件」「公安委員会の許可に関する書類」を事業計画書に添付しなければならないとあるが、これは原本ではなく写し(コピー)の添付でよい。これを明確に記載してほしい。なお、原本確認(原本を運輸支局窓口で提示する手続き)は不要でいいか。	左記の御指摘も踏まえ、今後、関係通達の改正を行ってまいります。
「自動運行装置の走行環境条件」「公安委員会の許可に関する書類」の添付に反対する。 理由 :「行政手続コストの削減に向けて(見直し結果と今後の方針)(平成 30 年 4 月 24 日)」では、「横断的な取組事項」として「同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー)」が掲げられている。「自動運行装置の走行環境条件」「公安委員会の許可に関する書類」の添付を施行規則上に明記することは、これに逆行している。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)や道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく行政処分等との円滑な連携を図る観点から、左記の書類の添付を求めることとしております。
改正の概要に、「(ア) 特定自動運行保安員を特定自動運行事業用自動車に乗車」とあるが((オ)も同様)、乗車させる場合、「特定自動運行保安員」は「乗務員」(「旅客自動車運送事業運輸規則」や「貨物自動車運送事業輸送安全基準」の文中にある「乗務員」のこと)になるのか。 そして、「乗務員」として課せられる義務をすべて満たさなければならないという理解で良いか	旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則上、「特定自動運行保安員」と「乗務員」は概念を異にするものとして規定しており、「乗務員」とは異なる者となります。 一方で、特定自動運行保安員に対しては乗務員とほぼ同等の規定を課すこととしており、特定自動運行保安員が特定自動運行事業用自動車の運行の業務に従事する場合は、旅客自動車運送事業運輸規則/貨物自動車運送事業輸送安全規則に新たに規定された特定自動運行保安員としての義務を果たすことが求められます。
「都道府県公安委員会は、特定自動運行実施者等が法令に違反したときは、指示、許可の取消し等を行うことができる」とされているが、取り消しになった場合は旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、自家用有償旅客運送それぞれの事業計画変更等はどうのように手続きすればよいのか。(事業計画	旅客自動車運送事業については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第15条第1項に基づき、遅滞なく事業計画の変更に係る認可を受けていただく必要があります。また、貨物自動車運送事業については、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第9条第3項に基づき、遅滞なく、事業計画

変更届出は事前届出と思うが、取り消し後の事後の届出でもよいのか。)	の変更に係る届出を実施いただくことが必要です。
事業計画を届出したあとで、自動運行装置の走行環境条件や公安委員会の許可の内容が変更になった場合、改めて事業計画変更の届出が必要になるのか。	自動運行装置の走行環境条件や公安委員会の許可が変更になったことにより、事業計画の記載内容が変更される場合には、事業計画の変更に係る認可又は届出を実施いただく必要があります。
「酒気帯びや疾病等の理由により安全に業務を行うことができないおそれがある特定自動運行保安員を業務に従事させないこと。」とありますが、「酒気帯び」とは、道路交通法の基準の「呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上検出された状態」が適用されるのでしょうか。それとも、アルコール濃度は関係なく、どのような数値が検出された場合でも業務に従事してはいけないのでしょうか。	「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」において、酒気帯びの有無は、 ・道路交通法施行令第 44 条の 3 に規定する血液中のアルコール濃度 0.3mg/ml ・呼気中のアルコール濃度 0.15mg/l 以上であるか否かを問わないものと位置付けており、特定自動運行保安員に対しても同規定が適用されることとなります。
「特定自動運行事業用自動車に必要な装置を備えた上で遠隔から特定自動運行保安員にその業務を行わせること」の部分について、遠隔から業務をする場合は、業務中、トイレ休憩や昼食の休憩等は認められるのでしょうか。 それとも、遠隔による業務を離れることは、一切認められないのでしょうか。	トイレ休憩や昼食の休憩等で一時的に遠隔からの業務を外れる場合は、輸送の安全を確保するため、他の特定自動運行保安員に業務を引継いで休憩などを取っていただく必要があります。
協議運賃を適用する路線を運行する一般乗合旅客自動車運送事業者が特定自動運行事業用自動車を初めて導入する場合、特定自動運行事業用自動車を使用することについて、地域公共交通会議の協議を経る必要があるのか。	一般乗合旅客自動車運送自動車が新たに特定自動運行旅客運送を行おうとする場合には、事業計画の変更に係る認可の手続きを実施いただくことが必要となりますが、地域公共交通会議等の協議を経る必要はありません。

自家用有償旅客運送者が特定自動運行自家用有償旅客運送自動車を初めて導入する場合、特定自動運行自家用有償旅客運送自動車を使用することについて、地域公共交通会議等の協議を経る必要があるのか。	自家用有償旅客運送者が新たに特定自動運行旅客運送を行おうとする場合には、地域公共交通会議等の協議を経た上で変更登録の手続きを実施いただくことが必要となります。
「特定自動運行事業用自動車」もそうだが、「特定自動運行自家用有償旅客運送自動車」という名称は、さすがに長過ぎて誰も覚えられない。もう少しわかりやすく短縮すべき。	法制的側面から適切な名称となるよう検討の上、「特定自動運行事業用自動車」という名称とさせていただいております。なお、「特定自動運行自家用有償旅客運送自動車」については名称として使用しないことといたしました。